

## 契約事前確認公募について

令和3年4月20日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「建屋底版止水構造の構築に関する検討」業務について、下記の募集要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合には、特定法人等との契約手続に移行します。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合には、特定法人等と当該応募者との間の競争手続に移行する予定です。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

### 記

#### 1. 契約の概要

##### (1) 件名

建屋底版止水構造の構築に関する検討

##### (2) 履行期間

契約締結日～令和4年3月31日

##### (3) 概要

福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）での原子炉建屋の底版（基礎マット）部を含めた止水対策として、以下の項目に関する検討を行う。なお検討の際には、経済産業省の汚染水処理対策委員会や東京電力ホールディングス株式会社の予防的・重層的な汚染水処理対策システム及び設備・施設の最新知見、当機構の戦略プラン等を踏まえること。また、1Fサイトでの原子炉建屋や隣接建屋、埋設構造物、放射線の状況等を必要に応じて適切に取り入れることが必要である。

実施内容は以下の通りである。

##### ① 技術面での成立性検討

建屋底版止水構造によるパッシブ対策としての止水効果の確実性、施工実現性、長期的な信頼性について解析結果等を踏まえた検討を行う。

##### ② プロジェクト面での成立性検討

他工事との干渉を含む工事期間、イニシャル・ランニングコスト、作業員被ばく、事故

時（地震や津波）の放射線影響、廃棄物発生量などの検討結果に基づき、止水構造の実現に向けた致命的な課題の有無を分析する。

## 2. 応募する者に必要な資格

下記全ての条件を満たすものとする。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者は応募資格を有しない。
  - ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
  - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
  - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
  - ⑦ この項（この号を除く）の規定により応募資格を有しないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) 平成31・32・33年度又は、令和1・2・3年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」の等級に格付されている者であること。
- (4) 内閣府、文部科学省、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (6) 中立的かつ公平な立場で業務を実施できる者であること。
- (7) 仕様書の交付を受けた者であること。
- (8) 本業務を遂行できる履行体制と作業計画を有していること。
- (9) 以下の技能に関する要件を満たしていること。
  - ① 各種地盤改良・止水対策技術の設計・施工実績及びノウハウを持つ機関であり、1Fの廃炉に関する規制要件の知識及び技術支援業務経験を有すること
  - ② 1F事故対策工事及び汚染水処理対策技術の設計・施工の経験を有すること
  - ③ 1Fサイトでの原子炉建屋や隣接建屋、原子炉建屋等に連通する埋設構造物、放射線の状況等を把握できること
  - ④ 1Fサイトの挙動評価検討等で用いた解析条件や結果に整合できる知識・ノウハウを有していること

## 3. 手続き等

### (1) 問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5F  
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ

「建屋底版止水構造の構築に関する検討」業務担当

メール：h\_dai11@ndf.go.jp

(エイチ アンダー バー ディー イー アイ イチ イチ アットマーク エヌ ディー イフ ドット ジー オー ドット ジー エー ピー)

応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

(2) 説明会の有無

無

(3) 仕様書の交付

上記(1)において令和3年4月27日(火)までの平日(10:00~17:00)配布する。

なお、事前に上記(1)の担当者に日時を連絡のこと。

(4) 参加意思確認書の提出期限及び提出先

期限：

令和3年4月28日(水) 12:00

提出先：

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ

「建屋底版止水構造の構築に関する検討」業務担当あて(郵送による場合は、期限まで必着のこと)

【提出書類】

- ① 参加意思確認書(別添)
- ② 平成31・32・33年度又は、令和1・2・3年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し
- ③ 組織概要(パンフレット等)
- ④ 作業体制図及び作業計画書(様式自由)

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

以上

別添

令和 年 月 日

## 参加意思確認書

原子力損害賠償・廃炉等支援機構  
理事長 山名 元 殿

提出者  
住 所  
会社名  
代表者役職氏名

印

下記公募について、応募要件を満たすものとして、参加意思確認書を提出します。

### 記

件 名：建屋底版止水構造の構築に関する検討

連 絡 先  
所 属  
役 職 氏 名  
メールアドレス  
電 話 番 号

## 「建屋底版止水構造の構築に関する検討」 業務 仕様書

### 1. 件 名

「建屋底版止水構造の構築に関する検討」 業務

### 2. 契約期間

契約締結日～令和4年3月31日

### 3. 目 的

福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）での汚染水対策は現在、サブドレンと凍土壁を主体として安定的に管理されているが、1Fを廃炉に導くには、地下水管理を監視のみのパッシブ状態に移行させることが必要であり、そのためには、原子炉建屋の地下階を止水するなどの対策が有効と考えられる。

そこで、燃料デブリ取出し中の着手を念頭に、原子炉建屋底版（基礎マット）部を取り囲むように遮水構造を構築する施工法の適用性を検討する。技術面、プロジェクト面での成立性を検討した上で、施工の実現にあたって支障となる課題を抽出する。

### 4. 実施内容

#### 1) 技術面での成立性検討

建屋底版止水構造によるパッシブ対策としての止水効果の確実性、施工実現性、長期的な信頼性について解析結果等を踏まえた検討を行う。

#### 2) プロジェクト面での成立性検討

他工事との干渉を含む工事期間、イニシャル・ランニングコスト、作業員被ばく、事故時（地震や津波）の放射線影響、廃棄物発生量などの検討結果に基づき、止水構造の実現に向けた致命的な課題の有無を分析する。

現在、線量が高く建屋周辺埋設物が多く存在するため、新たな対策の選定は難しい状況にあるが、限られた知見の下で上記目的を達成するために、東京電力ホールディングス株式会社の最新情報や当機構の技術戦略プラン等を基に、当機構と協議しながら本業務を実施すること。

### 5. 成 果 物

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ①業務完了報告書                   | 1部 |
| ②「4. 実施内容1)～2)」の成果を記載した報告書 |    |
| ・印刷物                       | 2部 |
| ・CD-R                      | 2部 |

なお、本業務の遂行により作成された成果物の著作権及び所有権は、引渡しの時点で、機構へ移転するものとする。

以 上